

	<h1>阪神水道企業団公報</h1>	令和7年12月15日(月)
		第398号
		毎月15日発行

## 目 次

### ◇議会告示◇

- 阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則

### ◇議 会 告 示◇

阪神水道企業団議会告示第3号

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

阪神水道企業団議会

議長 しらくに高太郎

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団議会会議規則（昭和42年2月27日議決）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第12条）</p> <p>第2章 議案及び動議（第13条～第18条）</p> <p>第3章 議事日程（第19条～第23条）</p> <p>第4章 選挙（第24条～第32条）</p> <p>第5章 議事（第33条～第44条）</p> <p>第6章 発言（第45条～第60条）</p> <p>第7章 委員会（第61条～第72条）</p> <p>第8章 表決（第73条～第83条）</p> <p>第9章 公聴会及び参考人（第84条～第90条）</p> <p>第10章 請願（第91条～第98条）</p> <p>第11章 及び第12章 省略</p> <p>第13章 規律（第103条～第110条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第12条）</p> <p>第2章 議案および動議（第13条～第18条）</p> <p>第3章 議事日程（第19条～第23条）</p> <p>第4章 選挙（第24条～第32条）</p> <p>第5章 議事（第33条～第44条）</p> <p>第6章 発言（第45条～第60条）</p> <p>第7章 委員会（第61条～第72条）</p> <p>第8章 表決（第73条～第83条）</p> <p>第9章 公聴会、参考人（第84条～第90条）</p> <p>第10章 請願（第91条～第98条）</p> <p>第11章 及び第12章 省略</p> <p>第13章 規律（第103条～第110条）</p>

<p>第14章 懲罰（第111条～第116条） 第15章 会議録（第117条～第120条）</p>	<p>第14章 懲罰（第111条～第116条） 第15章 会議録（第117条～第120条）</p>
<p>第16章から第18章まで 省略 附則 (欠席の届出)</p>	<p>第16章から第18章まで 省略 附則 (欠席の届出)</p>
<p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>育児、看護、介護、出産及び配偶者の出産補助</u>その他の事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	
<p>(議席)</p>	<p>(議席)</p>
<p>第3条 議員の議席は、議長が定める。</p>	<p>第3条 議員の議席は、<u>会議において</u>、議長が定める。</p>
<p>2 補欠議員は、前任者の議席に着くものとする。</p>	<p>2 補欠議員は、前任者の議席につくものとする。</p>
<p>3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。</p>	<p>3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議にはかつて</u>議席を変更することができる。</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>
<p>(会期中の閉会)</p>	<p>(会期中の閉会)</p>
<p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>	<p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p>
<p>(会議時間)</p>	<p>(会議時間)</p>
<p>第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、<u>議長が会議に宣告すること又は議会の議決でこれを変更する</u>ことができる。</p>	<p>第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし<u>議長が必要と認めるときまたは議会の議決でこれを変更する</u>ことができる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要すると</p>	

<p><u>きその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p><u>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</u> (休会)</p> <p>第9条 <u>企業団の休日は、休会とする。</u></p> <p>2から4まで 省略 (会議の開閉)</p> <p>第10条 開議、散会、延会、中止<u>又は</u>休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 議長が開議を宣告する前<u>又は</u>散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。 (定足数に関する措置)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、<u>又は</u>議場外の議員に出席を求める能够在。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩<u>又は</u>延会を宣告する。 (出席催告)</p> <p>第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員<u>又は</u>議員の住所に、文書<u>又は</u>口頭をもつて行なう。</p> <p>第2章 議案及び動議 (議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするとき</p>	<p><u>2 会議の開始は、号鈴で報ずる。</u> (休会)</p> <p>第9条 <u>日曜日および休日は、休会とする。</u></p> <p>2から4まで 省略 (会議の開閉)</p> <p>第10条 開議、散会、延会、中止<u>または</u>休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 議長が開議を宣告する前<u>または</u>散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。 (定足数に関する措置)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、<u>または</u>議場外の議員に出席を求める能够在。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩<u>または</u>延会を宣告する。 (出席催告)</p> <p>第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員<u>または</u>議員の住所に、文書<u>または</u>口頭をもつて行なう。</p> <p>第2章 議案<u>および</u>動議 (議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようすると</p>
--	--

<p>は、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>	<p>きは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>
<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p>	<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p>
<p>第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。</p>	<p>第15条 動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。</p>
<p>(修正の動議)</p>	<p>(修正の動議)</p>
<p>第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(先決動議の表決順序)</p>	<p>(先決動議の表決順序)</p>
<p>第17条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p>	<p>第17条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>	<p>(事件の撤回または訂正および動議の撤回)</p>
<p>第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。</p>	<p>第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、または訂正しようとするときおよび会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p>
<p>2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件および動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>
<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</p>

<p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。</p> <p>(選挙の宣告)</p> <p>第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p>	<p>(日程の作成および配布)</p> <p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件およびその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p> <p>(日程の順序変更および追加)</p> <p>第20条 議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。</p> <p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、またはその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了および延会)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるときまたは議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。</p> <p>(選挙の宣告)</p> <p>第24条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。</p> <p>(不在議員)</p> <p>第25条 選挙を行なう際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p>
---	--

<p>第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</p> <p>第27条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>2 省略 (投票)</p> <p>第28条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。 (投票の終了)</p> <p>第29条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力)</p> <p>第30条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 (一括議題)</p> <p>第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは討論を用いないで会議に諮つて決める。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第36条 会議に付する事件は、第94条に規定する場合を除き、提出者の説明を聞き、議員の質疑の後、修正案の説明、第39条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。ただし、必要がある場合は、議員の質疑の</p>	<p>第26条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票用紙の配布および投票箱の点検)</p> <p>第27条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>2 省略 (投票)</p> <p>第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票する。 (投票の終了)</p> <p>第29条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。 (開票および投票の効力)</p> <p>第30条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (一括議題)</p> <p>第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし出席議員2人以上から異議があるときは討論を用いないで会議にはかつて決める。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第36条 会議に付する事件は、第94条に規定する場合を除き、提出者の説明を聞き、議員の質疑の後、修正案の説明、第39条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。ただし、必要がある場合は、議員の質疑の</p>
---	--

<p>後、議会の議決で議会運営委員会又は特別委員会に付託する。</p>	<p>後、議会の議決で議会運営委員会又は特別委員会に付託する。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 前2項における提出者の説明は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p>	<p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>省略することができる。</p>
<p>(委員会に付託した事件の審議順序)</p>	<p>(委員会に付託した事件の審議順序)</p>
<p>第37条 委員会に付託した事件は、その審査終了を<u>待つて</u>議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第39条の規定による質疑、討論、表決の順序によつて審議する。</p>	<p>第37条 委員会に付託した事件は、その審査終了を<u>まつて</u>議題とし、委員長<u>および</u>少数意見者の報告、修正案の説明、第39条の規定による質疑、討論、表決の順序によつて審議する。</p>
<p>(委員長及び少数意見者の報告)</p>	<p>(委員長<u>および</u>少数意見者の報告)</p>
<p>第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p>	<p>第38条 委員会が審査または調査した事件が議題となつたときは、<u>まず</u>委員長がその経過<u>および</u>結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>省略することができる。</p>	<p>3 第1項の報告は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>省略することができる。</p>
<p>4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p>	<p>4 委員長の報告<u>および</u>少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。</p>
<p>(委員長報告等に対する質疑)</p>	<p>(委員長報告等に対する質疑)</p>
<p>第39条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。</p>	<p>第39条 議員は、委員長<u>および</u>少数意見を報告したものに対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件または修正案の提出者<u>および</u>説明のための出席者に対しても、また同様とする。</p>
<p>(議決事件の字句及び数字等の整理)</p>	<p>(議決事件の字句<u>および</u>数字等の整理)</p>
<p>第40条 省略</p>	<p>第40条 省略</p>
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p>	<p>(委員会の審査又は調査期限)</p>
<p>第41条 省略</p>	<p>第41条 省略</p>

<p>2 前項の期限内に審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</p> <p>(再付託)</p> <p>第43条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</p> <p>(議事の継続)</p> <p>第44条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第45条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(発言の通告及び順序)</p> <p>第46条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>2 発言通告書には、質疑についてはその</p>	<p>2 前項の期限内に審査を終らなかつたときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めるすることができます。</p> <p>2 委員会は、その審査または調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができます。</p> <p>(再付託)</p> <p>第43条 委員会の審査または調査を経て報告された事件について、なお審査または調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会または他の委員会に付託することができます。</p> <p>(議事の継続)</p> <p>第44条 延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第45条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言するすることができます。</p> <p>2 省略</p> <p>(発言の通告および順序)</p> <p>第46条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行および一身上の弁明等については<u>この限りでない</u>。</p> <p>2 発言通告書には、質疑についてはそ</p>
---	---

<p>要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第 47 条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 及び 3 省略</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 49 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復すことができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第 50 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(質疑の回数)</p> <p>第 51 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 52 条 省略</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p>	<p>の要旨、討論については反対または賛成の別を記載しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 通告した者が欠席したときまたは発言の順位に当つても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失なう。</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第 47 条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終つた後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 及び 3 省略</p> <p>(議長の発言討論)</p> <p>第 49 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復すことができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第 50 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲をこえてはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(質疑の回数)</p> <p>第 51 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 52 条 省略</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>(議事進行に関する発言)</p>
--	---

<p>第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの<u>又は</u>直ちに処理する必要があるのでなければならぬ。</p> <p>2 省略 (発言の継続)</p> <p>第54条 延会、中止<u>又は</u>休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑、討論の省略<u>又は</u>終結)</p> <p>第55条 質疑<u>又は</u>討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑<u>又は</u>討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑<u>又は</u>討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑<u>又は</u>討論省略の動議を提出することができる。</p> <p>4 質疑若しくは討論終結の動議<u>又は</u>質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。 (選挙及び表決時の発言制限)</p> <p>第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。 (緊急質問等)</p> <p>第58条 省略</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならぬ。</p> <p>3 省略 (準用規定)</p> <p>第59条 質問については、第51条及び第55条の規定を準用する。</p>	<p>第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの<u>または</u>直ちに処理する必要があるのでなければならぬ。</p> <p>2 省略 (発言の継続)</p> <p>第54条 延会、中止<u>または</u>休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。 (質疑、討論の省略<u>または</u>終結)</p> <p>第55条 質疑<u>または</u>討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑<u>または</u>討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑<u>または</u>討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑<u>または</u>討論省略の動議を提出することができる。</p> <p>4 質疑若しくは討論終結の動議<u>または</u>質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。 (選挙および表決時の発言制限)</p> <p>第56条 選挙および表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙および表決の方法についての発言は、この限りでない。 (緊急質問等)</p> <p>第58条 省略</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。</p> <p>3 省略 (準用規定)</p> <p>第59条 質問については、第51条および第55条の規定を準用する。</p>
--	---

(発言の取消又は訂正)	(発言の取消または訂正)
第60条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、 <u>又は</u> 議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。	第60条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、 <u>または</u> 議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。
(委員の発言)	(委員の発言)
第63条 委員は、議題について自由に質疑し、 <u>及び</u> 意見を述べることができる。ただし、委員会において別の発言の方法を決めたときは、この限りでない。	第63条 委員は、議題について自由に質疑し、 <u>および</u> 意見を述べることができる。ただし、委員会において別の発言の方法を決めたときは、この限りでない。
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第64条 委員会は、審査 <u>又は</u> 調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明 <u>又は</u> 意見を <u>聞く</u> ことができる。	第64条 委員会は、審査 <u>または</u> 調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明 <u>または</u> 意見を <u>聞く</u> ことができる。
2 委員会は、委員でない議員から発言の <u>申出</u> があつたときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の <u>申し出</u> があつたときは、その許否を決める。
(分科会 <u>又は</u> 小委員会)	(分科会 <u>または</u> 小委員会)
第66条 委員会は、審査 <u>又は</u> 調査のため必要があると認めるときは、分科会 <u>又は</u> 小委員会を設けることができる。	第66条 委員会は、審査 <u>または</u> 調査のため必要があると認めるときは、分科会 <u>または</u> 小委員会を設けることができる。
(連合審査会)	(連合審査会)
第67条 委員会は、審査 <u>又は</u> 調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。	第67条 委員会は、審査 <u>または</u> 調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。
(証人出頭 <u>又は</u> 記録提出の要求)	(証人出頭 <u>または</u> 記録提出の要求)
第68条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭 <u>又は</u> 記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。	第68条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭 <u>または</u> 記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員の派遣)	(委員の派遣)
第69条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。	第69条 委員会は、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的および経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。
(委員会報告書)	(委員会報告書)
第72条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り委員長から議長に提出しなければならない。	第72条 委員会は、事件の審査または調査を終つたときは、報告書を作り委員長から議長に提出しなければならない。
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
第73条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	第73条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。
(起立による表決)	(起立による表決)
第76条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第76条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名または無記名の投票で表決をとらなければならない。
(投票による表決)	(投票による表決)
第77条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。	第77条 議長が必要があると認めるとき、または出席議員2人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる。
2 省略	2 省略
(記名投票)	(記名投票)
第78条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は、所定の青票を投票箱に投入しなければならない。	第78条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は、所定の青票を投票箱に投入しなければならない。
(無記名投票)	(無記名投票)

<p>第79条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p>	<p>第79条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p>
<p>(選挙規定の準用)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第80条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。</p>	<p>第80条 記名投票、または無記名投票を行なう場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項および第32条の規定を準用する。</p>
<p>(簡易表決)</p>	<p>(簡易表決)</p>
<p>第82条 議長は、問題についての異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は起立の方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>第82条 議長は、問題についての異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は起立の方法で表決をとらなければならない。</p>
<p>(表決の順序)</p>	<p>(表決の順序)</p>
<p>第83条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。</p>	<p>第83条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。</p>
<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮つて決める。</p>	<p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかつて決める。</p>
<p>3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。</p>
<p>第9章 公聴会及び参考人 (請願書の記載事項等)</p>	<p>第9章 公聴会、参考人 (請願書の記載事項等)</p>
<p>第91条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。</p>	<p>第91条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなけ</p>

<p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p><u>5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、委員会に付託した後においては、議会の許可を得なければならぬ。ただし、委員会に付託する前においては、議長の許可を得なければならぬ。</u></p> <p>(紹介議員の説明)</p> <p>第95条 省略 (請願の審査報告)</p> <p>第96条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの (2) 不採択とすべきもの</p> <p><u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p><u>3 採択すべきものと決定した請願で、企業長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u></p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第101条 省略</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決める。</p> <p>3 省略</p>	<p>ればならない。</p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第95条 省略 (請願の審査報告)</p> <p>第96条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならぬ。</p> <p>(1) 採択すべきもの (2) 不採択とすべきもの</p> <p><u>2 採択すべきものと決定した請願で、企業長その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u></p> <p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第101条 省略</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決める。</p> <p>3 省略</p>
--	---

<p>(携帯品)</p> <p>第104条 議場に入る者は、帽子、<u>コート</u>、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(飲食又は喫煙の禁止)</p> <p>第107条 省略</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第110条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第120条 議長及び当日出席議員のうち議長が会議において指名する先着2人の者が、会議録に記名押印する。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第123条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮つて決める。</p>	<p>(携帯品)</p> <p>第104条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう</u>、えり巻、つえ、<u>かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(飲食、喫煙の禁止)</p> <p>第107条 省略</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第110条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第120条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第123条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。</p>
--	---

## 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 阪神水道企業団議会告示第4号

阪神水道企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

阪神水道企業団議会

議長 しらくに高太郎

阪神水道企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団議会傍聴規則（昭和42年2月27日決定）の一部を次のように改正

する。

改 正 後	改 正 前
(傍聴券) 第3条 傍聴券は、会議の当日、議長が発行し、 <u>交付する</u> 。	(傍聴券) 第3条 傍聴券は、会議の当日、議長が発行し <u>交付する</u> 。
2 省略 (傍聴券への記入) 第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所 <u>及び氏名</u> を記入しなければならない。	2 省略 (傍聴券への記入) 第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、 <u>氏名</u> を記入しなければならない。
(傍聴券の提示) 第5条 傍聴人は、入場しようとするとき、 <u>又は</u> 係員から要求があつたときは、傍聴券を提示しなければならない。	(傍聴券の提示) 第5条 傍聴人は、入場しようとするとき、 <u>または</u> 係員から要求があつたときは、傍聴券を提示しなければならない。
<u>(傍聴人の定員)</u> 第7条 傍聴人の定員は、24人とする。	<u>(傍聴の制限)</u> 第7条 傍聴席が満員のとき、または傍聴を禁じられた会議には、傍聴券の交付を受けた者でも入場することができない。
(傍聴席に入ることのできない者) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>傍聴席に入ることのできない</u> 。 (1) 銃器その他 <u>人に危害</u> を加えるおそれのある物を携帯している者 (2) 酒気を帶びていると認められる者 (3) 貼り紙、ビラ、提示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者 (4) 笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者 (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、 <u>又は</u> 人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者 (傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければ	(傍聴席に入ることのできない者) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>入場することができない</u> 。 (1) 銃器その他 <u>人に危害</u> を加えるおそれのある物を携帯している者。 (2) 精神に異常があると認められる者。 (3) 酒気を帶びていると認められる者。 (4) 異様な服装をしている者。 (5) 貼り紙、ビラ、提示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。 (6) 笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者。 (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、 <u>または</u> 人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。 (傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければ

<p>ればならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対し批評を加え、<u>又は</u>公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 帽子、<u>コート、マフラー</u>、つえ、傘の類を着用し、<u>又は</u>携帯しないこと。<u>ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(4) 飲食<u>又は</u>喫煙しないこと。</p> <p>(5) みだりに席を離れ、<u>又は</u>不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、<u>又は</u>議事の妨害となる行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影<u>及び</u>録音の禁止)</p> <p>第11条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、<u>又は</u>録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、<u>この限りでない。</u> (係員の指示)</p> <p>第12条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置)</p> <p>第13条 法第130条第1項<u>及び</u>第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。 (議長の秩序保持権)</p> <p>第14条 この規則に規定しないものであっても、議長において必要と認めたときは、臨時の<u>措置を講ずることができる。</u></p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対し批評を加え<u>または</u>公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 帽子、<u>外とう、えり巻</u>、つえ、<u>かさ</u>の類を着用し、<u>または</u>携帯しないこと。</p> <p>(4) 飲食<u>または</u>喫煙しないこと。</p> <p>(5) みだりに席を離れ、<u>または</u>不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、<u>または</u>議事の妨害となる行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影<u>および</u>録音の禁止)</p> <p>第11条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、<u>または</u>録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は<u>この限りでない。</u> (係員の指示)</p> <p>第12条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならぬ。 (違反に対する措置)</p> <p>第13条 法第130条第1項<u>および</u>第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p><u>2 前項の規定により退場させられた者は、当該退場させられた日の会議中は傍聴席に再び入場することができない。</u> (議長の秩序保持権)</p> <p>第14条 この規則に規定しないものであっても、議長において必要と認めたときは、臨時の処置をとることができる。</p>
---	--

る。	
----	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。